

審査基準

平成23年11月25日作成

法令名	自動車の保管場所の確保等に関する法律（保管場所法）
根拠条項	第6条第3項
処分の概要	保管場所標章の再交付
原権者(委任先)	警察署長
法令の定め	保管場所法施行規則第8条（保管場所標章の再交付）
審査基準	
標準処理期間	1日
申請先	自動車の保管場所の位置を管轄する警察署の交通総務係
問い合わせ先	神奈川県警察本部 交通部 駐車対策課 駐車対策係 (電話045-211-1212 内線5275)
備考	